20260930　＜そこそこ頑張る条例改正案＞

現在の条例	そこそこ頑張る改正案（分けずに追記、主語を見直す案）	根拠となる考え方、意見交換での結果など
第４章　町内会及び町民活動団体 （町内会及び町民活動団体の定義） 第15条　町内会とは、居住する地域の地縁による団体をいいます。	第４章　町内会及び町民活動団体 （町内会及び町民活動団体の定義と役割） 第15条　町内会とは、住民が自主的に組織し、共助の基盤となる基本的な単位として、地域課題の解決や住民の支え合いを通じて、町民主体の自治の実現に寄与する団体をいいます。	町内会部分：本間さんからのＡＩ案ベース：地域に暮らす住民が自主的に組織し、地域コミュニティの基本的な単位として、地域課題の解決や住民相互の支え合いを通じて、町民主体の自治の実現に寄与する団体をいいます。 使いたい＆重要な用語：「地域の総意」ではなく「地域の意見」、コミュニティは不要、命と暮らしを守る、活動や行動、会員に対して重きを置きたい、会員相互の交流＝支え合い、情報発信、「そこに暮らす」や「居住する」は不要、地域住民のために活動
２　町民活動団体とは、主体性をもって組織し、社会貢献活動により公益の増進に寄与する団体をいいます。	２　町内会は、主として町内会会員に対して、会員相互の交流や支え合い、情報発信や防災などの活動を行い、町民の命と暮らしを守る役割を担います。 ３　町民活動団体とは、町民が主体性をもって組織し、自発的な社会貢献活動により公益の増進に寄与する活動を行う団体をいいます。	町民活動部分：自発的な社会貢献活動
（町内会及び町民活動団体の役割） 第16条　町内会及び町民活動団体は、地域社会において自ら考え、行動し、活動の充実に取り組みます。	４　町民活動団体は、自発的な社会貢献活動を基盤として、多様な課題の解決や先駆的な公共サービスの担い手としての役割を担います。 ５　町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。	前回の自治推での意見：定義と役割を一緒にする→第１項から第４項までは、定義と役割を、交互に置いた。第５項以降は、同じ文章である。
２　町内会及び町民活動団体は、多くの町民の参加を促進するために必要な環境をつくります。 ３　町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により、活動の充実を図ります。 ４　町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し、協議提案をすることができます。	６　町内会及び町民活動団体は、地域の課題解決のため、相互の連携や行政との協働により、活動の充実を図ります。 ７　町内会及び町民活動団体は、地域社会における課題解決のために、行政に対し、協議提案をすることができます。	

（町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割） 第17条　町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、町内会及び町民活動団体を組織します。 ２　町民は、地域社会の担い手である町内会及び町民活動団体の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。	（町内会及び町民活動団体にかかわる町民の役割） 第16条　町民は、共助の基本である町内会の重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てます。 ２　町民は、公益の増進に寄与する社会貢献活動である町民活動団体を理解し、先駆性や多様性を認識し、必要に応じて、その活動に取り組みます。	前回の自治推での意見：第17条第1項について、主語が「町民は」となっているが、文脈から判断すると主語は「町内会は」になるのではないか。もしそうであれば、現行の第17条第1項を削除し、第2項を新たな第1項へと繰り上げる形にしてはどうか。 町内会と町民活動団体への町民の役割を分けた。
（町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割） 第18条　議会は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図ります。	（町内会及び町民活動団体にかかわる議会の役割） 第17条　議会は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図ります。 ２　議会は、町内会の加入促進等への協力連携を図ります。	第２項の議会部分を追記した。
（町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割） 第19条　行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。	（町内会及び町民活動団体にかかわる行政の役割） 第18条　行政は、町内会及び町民活動団体の自主性と自立性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を促進するため、支援します。 ２　行政は、町内会の加入促進への協力連携と合わせ、時代のニーズに即した行政と町内会における連携を図ります。	第２項の行政部分を追記した。